

令和7年 労働災害発生状況(令和7年12月末現在)

(休業4日以上の死傷者数)

筑西労働基準監督署

業種別

業種	年	7年		6年		同期比	
		死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業
製造業	食料品	32		22		10	
	木材・木製品	1		1			
	化学工業	10		19		-9	
	金属製品	16		21		-5	
	一般・電気・輸送用機械	11		15		-4	
	その他	34		27		7	
小計		104		105		-1	
建設業	土木工事	7				7	
	建築工事(木造除く)	1		13		-12	
	木造建築工事	3				3	
	その他の工事	4		3		1	
	小計	15		16		-1	
陸上貨物運送事業		42		35		7	
畜産業		1		5		-4	
小売業		23		31		-8	
社会福祉施設		25		23		2	
その他		62		59		3	
計		272		274	0	-2	

月別

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
7年	25	26	15	21	23	20	28	23	29	20	28	14	272

労働者、雇用主の皆さまへ

はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！

はしごや脚立は、ごく身近な用具であるため、墜落・転落の危険をそれほど感じずに使用する場合が多いのではないかでしょうか。しかし、過去の災害事例を見ると、骨折などの重篤な災害が多数発生し、負傷箇所によつては死亡に至る災害も少なくありません。

このパンフレットを参考に、安全を確保した上で、はしごや脚立を適切に使用してください。

ポイント はしごや脚立に関する災害発生原因の特徴を踏まえた安全対策をとり、想定される危険を常に予知しながら、はしごや脚立を使用しましょう。▶▶▶ P 2 参照

ポイント はしごや脚立は、足元が不安定になりやすく危険です。まず、代わりとなる床面の広いローリングタワー（移動式足場）や作業台などの使用を検討しましょう。▶▶▶ P 3 参照

ポイント はしごや脚立は、はしごや脚立を使用する際は、高さ1m未満の場所での作業であっても墜落時保護用のヘルメットを着用して、頭部の負傷を防ぎましょう。▶▶▶ P 4 参照

統計資料 「はしご等」に関する災害（死傷および死亡） ※「はしご等」：はしご、脚立、作業台など

①「はしご等」は墜落・転落災害の原因で最も多い
(平成23年～27年 5年平均)

【墜落・転落による休業4日以上の被災労働者数】

出典：労働者死傷病報告

計 20,186人 (小数点以下四捨五入)

その他 8,270

階段、機構 2,910

トラック 4,471

はしご等 4,535人 (約23%)

②毎年30人弱の労働者が「はしご等」からの墜落・転落により亡くなっている

【過去5年間の墜落・転落による死亡労働者数】

出典：死亡災害報告

はしご等 27 35 27 26

はしご 16 15 20 13

脚立 6 11 12 12

その他 不明 14 14 14

年齢別

	件数	率(%)
~19歳	4	1.5%
20~29歳	41	15.1%
30~39歳	28	10.3%
40~49歳	46	16.9%
50~59歳	73	26.8%
60歳～	80	29.4%

規模別 事故の型別

	規模 人	規 模 人	合 計											
製造業	食料品	2	8	6	16	1	8	3	12	2		1	5	32
	木材・木製品		1						1					1
	化学工業		2	2	6	2	4		1			1	2	10
	金属製品	4	7	5		1	2	9	1			1	2	16
	一般・電気・輸送用機械		2	3	6	1	3	1	3	2		1		11
	その他	5	16	7	6	3	9	1	15			2	4	34
小計		11	36	23	34	7	25	7	41	5		6	13	104
建設業	土木工事	5	2			3	1					1	2	7
	建築工事(木造除く)	1										1		1
	木造建築工事	1	2			1			1			1		3
	その他の工事	3	1					2	1			1	4	4
	小計	10	5			4	1	2	2			3	3	15
陸上貨物運送事業	7	22	11	2		13	9	4	1		4	6	5	42
畜産業		1				1								1
小売業	3	12	6	2		4	8			2	6	3	23	
社会福祉施設	6	11	7	1		1	7	1		1	3	9	3	25
その他	18	26	5	13		4	21	7	11	1	2	7	9	62
計	55	113	52	52		34	71	21	55	7	11	37	36	272

* 数値は、労働者死傷病報告より集計したものであり、()内は死亡者で内数である。

* 陸上貨物運送事業は「道路貨物運送業」、「陸上貨物取扱業」を合わせたものをいいます。

* 新型コロナウイルス感染症への罹によるものを除く